

## これからの大学院教育を展望する



細井 克彦

大阪市立大学・文学部

### はじめに

大学院教育が大きく変わりつつある。大学審議会が二〇〇〇年を目標に大学院の規模を一九九一年の二倍にするという方針を打ち出し、これを受けた文部省は、大学改革の一環として、その整備拡充を重点政策に掲げ、推進している。日本の大学院学生数は、主要先進国に比して四年制大生数に対する割合でも、人口一万人当たりでも僅少であるから、社会の変化や学問研究の高度化、あるいは国際化の課題に対応するために、これを引き上げようというのである。大学院重点化政策の展開で、大学側も国公立を問

わず、大学院教育をどうするかを避けられない問題としてとらえ、対応している。大学の大衆化が進んだなかで、大学院重点化という新しい政策課題を当然のこととする一方で、その政策の根拠を疑問とする見方もある。大学院重点化の問題は大学院教育だけでなく、大学のあり方に関わる問題を含んでいるから、慎重な検討が必要とされる。

### 大学院の制度的性格の変遷

#### 戦前の大学院

大学院とはなにかを、特にその制度的な性格の変化に注目しながら検討し、現在の大学院教育が置かれている位置を確かめておこう。戦前

の大学院と戦後の大学院とは、その性格はまったく異なっているといってもよい。日本に大学院制度をもたらした最初の法令は、一八八六年（明治十九年）の帝国大学令である。第二条で、「帝国大学ハ大学院及分科大学ヲ以テ構成ス大学院ハ學術技芸ノ蘊奥ヲ攻究シ分科大学ハ學術技芸ノ理論及応用ヲ教授スル所トス」とし、その基本性格を規定していた。大学院と学部段階（分科大学）とをパラレルの関係に置き、大学はその双方で構成されるとする独特の組織形態を取っていた<sup>①</sup>。そして、大学院は「學術技芸ノ蘊奥ヲ攻究」する場として、第四条で大学院の課程修了者に学位を授与することとし、一八八七年の学位令で学位の種類や授与方法をきめたが、実際には大学院修了と学位とは



や社会で異なっており、日本でも歴史的に見れば変化している。ほかの国のモデルから学ぶことは大切であるが、自らの社会と大学及び大学院の諸条件を踏まえて吟味したいものである。

ほせい・かつひこ ●一九四四年大阪府生まれ ●専攻は教育行政学 ●主な著書 論文に「設置基準改訂と大学改革」（一九九四年）、「高等教育の多様化と大学」（日本教育法学会年報第二四号、一九九五年）など ●大学院教育のあり方は、それぞれの国

直接につながらなかった。

帝国大学令の大学院像が変わったのは、一九一八年（大正七年）の大学令の公布によってである。第三条で、「学部ニハ研究科ヲ置クヘシ 数個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テ研究科間ノ連絡調整ヲ期スル為、総合シテ大学院ヲ設クルコトヲ得」と規定された。大学院は、複数の学部をもつ大学においていくつかの学部が研究科を置いた場合に、「研究科間ノ連絡調整ヲ期スル為」といういわば実務的な必要に従って設けられる機関となった。そこには、学術研究を学部を中心機能とする大学観があり、学部に続く研究科を基盤として、大学院が成立したのである<sup>②</sup>。大学院学生は、研究科に籍を置き、自らの研究題目をもっているが、彼らのために特別な学科課程が整備されていたわけではない。

戦前の大学院と戦後の大学院の架橋的なものとして、一九四三年に発足した特別研究生制度がある。この制度は、戦時下における大学等の年限短縮を補うために大学院を使って学力不足と研究者の確保を目的として実施されたが、それまでの個人の研究継続のための大学院という性格から、研究と教育を併せ持つものとして構想されたことで注目される<sup>③</sup>。

## 戦後改革と

### 大学院制度

第二次大戦後の教育改革のなかで、大学院制度も大きく変わった。まず、一九四七年に制定された学校教育法において、その基本骨格が示された。ここでは、大学院の設置目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」と規定し、大学院を研究とともに教育を行う場としての位置づけが明確にされた。さらに、「大学には、大学院を置くことができる」とし、大学院は六・三・三・四制の上にも続くもので、大学院を置くかどうかは大学の選択によるとされ、大学院には数個の研究科を置くことを原則とするが、一個の研究科でも大学院とすることができるとして、その組織原理も転換した。また、学位との関係では、「大学院を置く大学では、・・・博士、修士その他の学位を授与することができる」とし、修士という新しい学位の設置が予定されたのである。

戦後の大学院制度の形成に力を尽くしたのは、民間団体である大学基準協会であった<sup>4)</sup>。大学基準協会が一九四九年に作成した大学院基準が、一九五〇年に文部省の大学設置審議会によって採択され、それをもとに大学院設置の際の審査基準として一九五二年の大学院設置審査基準要項の決定を見る。ここでは、戦前の大学院と同様に、研究者の

養成が目的とされ、修士課程は「広い視野に立つて、専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力を養う」ことを目的とし、博士課程は「独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し、研究を指導する能力を養う」こととしていた。そして、大学院の最短期間在学年限は、全日制の場合は修士課程で二年、博士課程で五年とし、修士課程を経た者は三年とされた。いずれも程度の差こそあれ研究を行い研究能力や研究指導能力を養うことを求めたが、専門的な研究者の養成という点からすると、修士課程の位置づけが中途半端だったこともあり、新制大学院の発足時には修士課程と博士課程の積み上げ方式が基本になっていた<sup>5)</sup>。また、修士の学位は全日制で二年以上在学して三十単位以上修得し、学位論文を提出して最終試験に合格することにより、一方博士の学位は五年以上在学して五十単位以上を修得し、独創的研究に基づく学位論文を提出し、かつ最終試験に合格することによって授与される。戦後の大学院は、修士課程、博士課程それぞれに独自の教育内容・教育方法を持つ課程制大学院として、スクーリングを義務づけ、それを学位と結びつけるというアメリカ的大学院の性格を持つようになった。

## 大学院設置基準の

### 制定

戦後の大学院の制度的性格が大きく変わったのは、一九七四年の大学院設置基準の制定によってである。しかし、それに至る経緯が重要なので簡単に見ておこう。当初は、課程制大学院の意義が十分に理解されず、修士課程もあまり設けられる予定はなかった。しかし一方で、新制大学四年間では旧制の大学卒と同水準の学力が得られないことから、学部をもう一年延長すべきであるという主張も出され、修士課程が学部の延長ないし補完として扱われるようになった。このような状況をもとにして、一九六三年の中央教育審議会（中教審）答申は、修士課程を「研究能力の高い職業人の養成を主とするもの」とし、「大学」と修士課程又は博士課程（積み上げ方式あるいは並列方式）を持つ「大学院大学」を種別化すること、さらに一九七一年の中教審答申は、学部段階の大学とは区別された「大学院」「研究院」に種別化することを提言した。この背景には、高度成長をめざす政府の経済政策と、産業構造の近代化や技術革新を図るための科学技術者の確保に対する財界の要求が反映していた<sup>6)</sup>。

さて、大学院の理念・目的をどうするかは論争の対象になったが、一九七四年の大学院設置審議会「大学院及び学位

制度の改善について（答申）」を受けて制定された大学院設置基準では次のように変化した。修士課程の目的には、「高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力」が付け加わり、特定の専門分野における研究能力の養成を基本としつつ、「各大学院の方針により、高度の専門職業教育、社会人に対する高度の教育等に重点を置く修士課程も設置できる」ことが明確にされた。また博士課程の目的は、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」となり、大学基準協会の大学院基準に見るような独創的研究云々という目的規定に代えて、「課程制大学院における博士の意義を明らかにし、その到達水準をより明らかにする意味で」、自立して研究活動を行い得る高度な研究能力の養成を主眼としたとされる<sup>7)</sup>。また、大学院の課程として、修士課程（修業年限二年）及び博士課程（標準修業年限五年）を併せ置くか、またはそのいずれかを置くこととされた。博士課程は、前期二年と後期三年とに区分して前期を修士課程とする積み上げ方式が一般的であったが、全体として五年の博士課程のみを設置できることになった。さらに、研究科と学部等の関係で、大学院には固有の目的があり、その目的に即した組織編成が求められる

ことを明らかにし、学部や研究所等と連携し、または独自の組織を設けるように配慮することが定められ、学部との対応関係を必要とするものでないこととされた。学部を持たない独立研究科の設置も認められ、大学院の独立性が強調された。

教育方法については、授業と研究指導を基本とし、授業は単位制度によるもので、学位論文の作成等に対する指導としての研究指導は単位制度によらず多様な形で行えるものである。修士課程においては、教育方法の特例として、夜間その他特定の時間または時期において教育を行うことができるようになった。社会人等のパートタイム学生受け入れのための特例である。また、修士課程の修了要件は、大学院に一年以上在学し、三十単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することとされ、ほぼ従来どおりである。一方、博士課程の場合には、大学院に五年以上在学し、三十単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとされ、優れた成績を上げ、五年以内に所定の水準に達した者については、在学期間は三年以上で足りることになった。博士課程の単位制度の緩和が図られるとともに、在学年限の特別措置が設けられたのである。併せて、博士

の学位は、従来のように碩学泰斗に与えられるイメージのものではなく、研究者の仲間入りとしての能力・資質を示す称号としての位置づけが明らかにされた。

ところで、大学設置審議会答申は、学部段階の組織を置かない独立大学院の設置についても提言したが、これは学校教育法の改定によつて制度として認められることになった。独立大学院には、いくつかの大学が協力して相互に補いながら大学院を構成するいわゆる連合大学院も一つの形態とされた。また、日本学術会議なども意見を出していたが、大学教育と関係のない研究機関に大学院を置くことは、大学・大学院の目的・性格に関わる問題も含まれていた<sup>⑧</sup>。答申は、学位制度についても検討しており、従来の博士の学位の種類に加えて、総合的な博士の種類として「**学術博士**」の設置を求めた。これは学際領域の研究の進展に対応して、従来の専門分野による学位の名称と一致しない学問内容に当てはめると学位の種類が際限なく広がるので、学問分野のいかんにかかわらず、一定の水準を示す性格のものとして設けられたのである。

#### 臨教審・大学審 以後の大学院

大学院制度は、臨時教育審議会（臨教審）、及び大学審議会（大学審）の答申を機に再び大きな改革に直面している。

内閣直属の臨教審は、一九八四年～八七年の三年間に教育改革に関する四次にわたる答申を出したが、第二次答申で高等教育と学術研究の改革に関わる基本方向を示した。すなわち、個性重視の原則と「生涯学習体系への移行」という改革理念のもとに、高等教育の個性化、多様化、高度化を図ること、そのために大学評価の導入と大学審議会の設置を行うこと、国際化・情報化に対応することなどに整理される。そして、高等教育の高度化のための重要課題として、大学院の飛躍的充実と改革が掲げられた。臨教審が提起した大学院制度の改革方向を具体化したのは、一九八七年に設置された大学審によってである。

大学審は、設置後いち早く大学院部会を設置し、大学院改革に関する答申を矢継ぎ早に出している。これまでに「大学院制度の弾力化について」（一九八八年）、「学位制度の見直し及び大学院の評価について」（一九九一年二月）、「学位授与機構の創設について」（一九九一年二月）、「大学教育部会と共同」、「大学院の整備充実について」（一九九一年五月）、「大学院の量的整備について」（一九九一年十一月）、「夜間に教育を行う大学院について」（一九九三年）などの答申が公表され、また「大学院の教育研究の質的向上について」の審議の概要（一九九五年）も示され

ている。そして、答申を受けた文部省は、必要がある場合には直ちに大学院設置基準等の改定を実施している。

大学院の制度的性格に関わる大きな変化は、博士課程の目的規定の変更である。博士課程の目的を従来の研究者養成に加えて、社会の多様な方面で活躍し得る人材の養成を可能とするように、「専攻分野について、自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」とされた。ここで注意したいのは、修士課程の目的が「専攻分野における研究能力」又は「職業等に必要とされる高度の能力」となっているのに対して、博士課程の場合には「自立して研究活動を行い」と新たに加わった。「その他の高度な専門的な業務に従事するに必要な」とは、いずれも「高度の研究能力」に掛かっていることであり、博士課程の目的が「高度の研究能力」の養成にあることである。また、大学院制度の弾力化として、修士課程の入学資格を大学三年以上在学し、所定の単位を修得した者に大学院入学資格を与える、いわゆる「飛び級」制を導入し、博士課程も修士の学位がなくても一定の研究歴があれば入学資格が与えられることになった。さらに、修士課程の修了要件も、従来は修士課程修了者の学力低下を防ぐために

在学年限二年としてきたが、標準修業年限を二年とし、個々の学生の業績等で最短一年も可能とした。一方、高度職業人養成を主目的とする修士課程では、修士論文免除の特例も設けられた。大学院への社会人の受け入れを積極的に行うために、さらに昼夜開講制の大学院や専ら夜間において教育を行う大学院の課程を博士課程を含めて置くことができる。生涯学習時代に向けて、単位累積加算制度の検討も行われ、学位授与機構との関係を含めて今後の課題とされている。大学院制度の多様化及び弾力化の制度的な基礎が据えられたのである。

また、大学院制度と関連して、学位制度の見直しと大学院への評価システムの導入が図られた。課程制大学院の趣旨を徹底してすべての分野で博士の学位の授与の円滑化を促進し、博士の学位の種類について学位規則により限定的に列挙する現行の方式を廃止する等の措置が実施された。学位授与状況を大学院の自己評価の項目に入れることを求めたことも注意が必要である。一方、大学院の評価については、答申では「各大学院自身による自己点検・評価が基本であり、また我が国の現状にかんがみ、自己評価の定着を第一に考える必要がある」とされ、大学院設置基準第二条に自己点検・評価の制度化を努力義務規定として導入す

ることになった。それだけでなく他方で、「『行政による評価』の可能性の登場」<sup>9)</sup>が指摘されている。大学院の整備充実の方策として、「重点的整備に当たっては、大学院の申請に基づき、学術研究の進展や社会的な要請を考慮しつつ、当該大学院の教育研究活動の評価を踏まえて実施すること」が挙げられ、国立大学の予算措置や公私立大学の助成の際に評価を行うこととされている。そして、「重点的整備のための評価については、客観的で公正な評価が行われる必要がある、個々の整備方策の目的に即し、国公立の別も踏まえた適切な仕組みを工夫して評価を行うことが望ましい。評価に当たっては、大学院から提出された教育研究活動の状況に関するデータを基礎とし、学会による評価、科学研究費補助金の採択状況をはじめ、社会において行われている複数の評価主体による評価も考慮して、多角的に行うよう努める必要がある」とし、相互評価や第三者評価を配慮しながら行政による評価を推進することを求めており、評価の単位も一つの大学院全体ではなく、「専攻（分野）よつては研究科」を対象とすることが適当である」としている。これは大学院制度に評価システムを導入し、重点的な財政配分と結びつけて、競争原理を効果的に働かせようというもので、新たな制度的性格をなすものといえる。

## 大学院改革の現状と問題点

現在の大学改革全体のなかで、大学院制度の整備と改革に重点政策が取られているところに、大きな特色がある。

大学審の答申でも、大学院関連のものが多数を占めていることから、このことは明らかである。大学院改革の現状の特徴を知ること、これからの大学院教育を考える上で大切である。

### 大学院改革の

#### 要因

現在、大学院改革が重点的に推進されている社会的・政策的な要因に目を向ける必要がある<sup>10)</sup>。大学審は、大学院の整備充実に関する基本的な考え方を示したなかで、大学院への期待を端的に語っている。

「大学院がその教育研究において担う役割は、近年における学術研究の進展や急速な技術革新、社会経済の高度化・複雑化、国際化、情報化等の変化に伴い、①創造的・先駆的な学術研究の推進とこれを通じての国際的貢献、②創造性豊かな優れた研究者の養成、③高度な専門的知識・能力を持つ職業人の養成と再教育、④国際化の進展に対応する教育・学術研究面における国際交流の推進などの観点から、ますます重要性を増しつつある。」

ここに見るように、社会経済的な要因から大学院の役割が重視されていると見てよいが、なかでも学術研究を通じての「国際貢献」が強調されている。これは大学院改革の基本要因をなしており、大学院重点化の方向を示唆するものである。「特に世界の第一線に伍した水準の高い教育研究を積極的に展開していくためには、卓越した教育研究実績をあげることが期待される大学院や教育研究上の新しい試みに意欲的に取り組もうとしている大学院に対して、思い切った財政措置の充実を図り、重点的な整備を行っていく必要がある」。このように政策的には大学院の全体的な基盤整備を行うのではなく、「世界的水準の教育研究の拠点」としてのセンター・オブ・エクセレンスの形成をめざして重点整備することを示している。先に述べた大学院への評価システムの導入もこのことと結びついている。大学院改革のもう一つのポイントは、答申が「近年の急速な社会の変化や学術研究・産業技術の高度化に伴い、高度の専門的能力を身につけた人材の養成に対する社会の期待が高まっている。また、第一線の社会人の再教育に対する需要も増大している」というように、情報・知識産業を中心とした産業構造の高度化や就業構造・雇用形態の合理化、そのもとでの労働力流動化政策を求める企業社会の要求が反



映されている。

現在の大学院改革は、いくつかの政策的要因によって規定されている<sup>(4)</sup>。第一に、大学院の量的拡充策である。大学審の量的整備に関する答申は、西暦二〇〇〇年までに大学院学生数の規模を「全体としては少なくとも現在の規模の二倍程度に拡大することが必要である」としている。そこには、研究者や高度専門職の養成、社会人の再教育、職業人のリカレント教育、留学生の受け入れ等の需要が見込まれている。特に理工系に対する要請が大きいが、人文・社会科学系も拡充策が取られている。第二に、大学院の多様化政策である。すでに臨教審が大学院の形態として独立研究科等その他の多様化を提起していたが、大学審はそのための措置として独立大学院、独立研究科の組織編制の基準の整備、大学院認可システムの改善、学位制度の見直し等を求めた。第三に、大学院の質的充実策である。大学審の整備充実に関する答申では、大学院の教育研究組織の整備（教員組織及び施設・設備等の整備充実、研究所その他大学・学部以外の研究教育機関との連携協力）、大学院学生の処遇の改善（奨学金の充実、特別研究員制度の拡充、ティーチング・アシスタントの導入）、留学生の教育体制の整備充実などが挙げられる。第四に、財源配分の重点化・効

率化である。大学院に対する財政措置は、国際的に見ても、民間企業の研究所等における研究投資に比べても、十分でない<sup>(5)</sup>ので、大学院教育に配慮した教育研究経費、施設設備費等の充実を図るが、特に世界のトップレベルの教育研究を期待される大学院や新しい試みをする大学院に重点的に財政措置を行う。それを効率的に実施するために、大学院の研究教育活動に対する評価システムの確立が不可欠とするのである。

以上のような大学院政策の方向を、大学院重点化政策と特徴づけることができる。大学院重点化政策は、大学院の量的・質的拡充を軸として、その重点的な整備を図ろうというものであり、大学院の目的・性格に基づいた大学院の「多様化」を進め、それを政策目標に従って効率的に行うための財政上の仕組みを伴いながら形成されており、大学と大学院の関係において重点を大学院教育に移行させるという大学の大衆化に対応する政策的選択を含んでいる。

### 大学院改革の

#### 諸相

大学院学生の量的拡充に従って大学院の数も拡大しており、大学院のいわば大衆化状況が進む一方で、その多様化が進展しているところに、現在の大学院改革の特徴がある。そこで、大学院拡充策と大学院多様化政策のもとでの大学院改

革の現況を見ておきたい。

まず、大学院の量的状況を見ると、大学院への入学者数は、一九七〇年代半ばに修士課程、博士課程を合わせて二万人台になり、一九八〇年代半ば頃までに約一万人増で、以後漸増状況が続いたが、拡充計画の初年に当たる一九九一年に四万三千四百三十二人となり、その後急増して、一九九四年には修士課程五万八千五百五十二人、博士課程一万一千八百五十二人、計六万二千七百四十四人となっている。わずかに三、四年で大学院入学者数は二万人の増加である。分野別には、修士課程は工学、理学、社会科学、教育、保健で伸びが大きい。工学は、規模自体が他の分野とは比較にならない状態で、学部卒業者の過半が大学院に進学している。大学も少なくない。教育は、新構想大学院ができた一九八〇年代前半に急増しており、社会科学も一九八〇年代後半以降に急増した。一九九〇年代には引き続き社会科学は拡大し、遅れていた人文科学も増加している。博士課程も工学、農学、保健、理学などの伸びが大きい。人文・社会科学の伸びは小さい。大学院入学者を出身別に見ると、一九九三年で大学院入学者に占める学部新卒者の割合は八三%、後の一七%は学部新卒者以外の進学者で、留学生、社会人となっており、その割合は増加傾向にある。大学院進

学の供給源の多様化も進んでいる<sup>(4)</sup>。一方、大学院の入学定員の充足率を見ると、一九九四年度の理工系の充足率は修士課程で一四七%、博士課程で八四%で、修士課程では大幅な定員超過になっている。これは企業等が修士課程修了者を採用する傾向が強いため、学部学生の多くが大学院へ進学するからである。これに対して、人文・社会科学系の充足率は、修士課程で七九%、博士課程で六六%である。人文・社会科学系の場合には、学部を卒業して企業等に就職するのが一般的であり、大学院に進学しても将来の大学教員や研究職のポストが保障されるとは限らず、民間企業の需要も少なかったことから、大学院進学者が少ないのである<sup>(5)</sup>。ところで、一九九一年の大学数が五百十五校でうち大学院設置大学数は三百二十二校であったが、一九九五年にはそれぞれ五百六十五校、三百八十三校となっており、大学院を設置する大学も増えている。大学の大学院設置の動機については、ステイタス・シンボルとか、教員の威信や待遇要求などといった指摘もあるが、現在の政策動向を反映したものといえる。問題は、大学院の教育研究の質及びその水準と社会的必要性の如何にあるだろう。

次に、大学院の多様化の状況を見てみよう。一九七六年の学校教育法一部改定後、独立大学院や独立研究科の設置

が可能となったことから、大学院の多様化は進んできたが、特に大学審発足後には新たな状況を迎えている。

独立大学院とは、学部を持たない大学院だけで構成された大学院大学のこと、博士後期課程三年だけ、修士課程二年と博士課程三年、修士課程だけの三つのタイプの大学院がある。国立の総合研究大学院大学、北陸と奈良の先端科学技術大学院大学、及び私立の国際大学の四校がそれである。独立大学院は、「學術の中心」としての大学という学校教育上の大学、大学院制度の実質を備えうるかという、教育制度上あるいは學術制度上からの問題性が指摘されてきた。なかでも総合研究大学院大学は、文化科学研究科、数物科学研究科、生命科学研究科の三研究科十四専攻からなっているが、十一の大学共同利用機関を基盤に、九の地域に分散しており、相互に交流はなく、共同利用研究所の固有の研究と大学院教育の機能をいかに両立しうるのか、地域的に分散した基盤機関において大学における自治と研究の自由が守れるのかなど、なお疑問が解消されたわけでない。

独立研究科とは、単独の大学院ではなく、既存の大学院のなかに、あるいはそれらを母体として、学部・学科に基礎を置かずに設置される研究科のことである。従来の研究

者養成を中心とした大学院は、学部教育の基礎の上に大学院が置かれたが、学部の基礎から離れて設置される特色がある。しかし、その形態は多様に取れることから、大学審もいくつかの類型を設け大学院の多様化が図られるようになった。たとえば、①主として大学院担当を本務とする教員によつて組織される場合（例・慶応義塾大学経営管理研究科）、②主として数個の学部又は修士課程を基礎とする場合（例・神戸大学自然科学研究科）、③主として複数の大学の学部又は修士課程を基礎とする場合（例・東京農工大学連合農学研究科）、④主として大学の付置研究所その他の教育研究施設を基礎とする場合（例・東京工業大学総合理工学研究科）、⑤大学以外の研究機関が参加する場合（例・埼玉大理工学研究科、理工学研究所と連携）などである。②から⑤の研究科でも、大学院の固有の教員組織を設ける場合がある。

これらのほかに、既存の大学院のなかにも独立専攻、独立講座を置くことが可能とされる。前者では大阪大学大学院経済学研究科公共経済学専攻など、後者では京都大学大学院教育学研究科臨床教育学専攻の臨床教育学と臨床人格教育学の二講座などの事例がある。

一九九一年の東京大学法学部を皮切りとした大学院の部

局化という新たな組織形態が登場している。大学院の部局化というのは、従来は学部にあつた予算、人事等の権限を大学院に移すというもので、大学運営の中心が学部段階の組織から大学院へ移行したもので、大学院重点大学化ともいう。大学における学部と大学院の関係の転換、すなわち従来の大学院を持つ学部から学部を持つ大学院に転換したことになる。この方式は、その後、東京大学の文、理、農、工、教育、医、経済の諸学部（医学部、経済学部は進行中）と続き、京都大学の法、医、理、工、農、文、経済などの諸学部（工学部以下は進行中）、東北大学、名古屋大学、大阪大学などの旧七帝大を中心に実施されつつある。大学院重点化したところでは、従来の講座制（教授一、助教授一、助手一）をやめて大講座制（複数の教授、助教授で構成）に移行し、大学院レベルは大講座制を取り、学部レベルは大学科目制を取るようになっていく。いうまでもないが、講座制は研究教育組織であるが、学科目制は教育組織である。講座制から大講座制に移ることによって、教授の定数は増えたが、助手が削減されることになり、予算は従来の二五%増になったものの、総じて教授・助教授への負担が増加しているのが実情である。大学院重点化の条件として、「課程博士号」の授与数、大学院学生定員の充足、

教員定員の充足を文部省に報告するという事情も加わったからでもある。

たとえば、課程博士号の授与数についていえば、人文・社会科学系は理工系に比べてきわめて少なかったが、この間の東京大学文学部の事例は顕著なものがある。ここでは、従来は文学博士号の授与は碩学の生涯をかけた集大成に贈るような性格のものであったが、この発想を転換して、研究者として独り立ちする時点で与えることにし、一九九〇年度にはゼロであった課程博士を、翌年から六、十五、三十一、二十九と飛躍的に増加させたといわれる<sup>(9)</sup>。また、いくつかの大学の文科系大学院では、修士課程、博士課程を一貫する明確な研究指導体制を確立して、課程博士を出すためのカリキュラムが組まれている。ある研究科では、博士論文執筆の指導体制として、博士課程一年の終了時から博士論文のプロポーザルを行わせ、それ以後二年以内に論文を完成できる可能性を判断する。その審査に当たるのは、指導教員と指導教員が依頼した二人の教員の、合わせて三人である。プロポーザルの審査に合格した後は、指導教員を中心に三人の教員の指導を受けながら論文を執筆することになっている。

以上のような、独立大学院、独立研究科・専攻・講座、

大学院部局化等を含んで、大学院重点化といわれる。さらに、大学院の修士課程に社会人を受け入れるための特例として、昼夜開講制、夜間大学院が設置されていたが、大学院の教育方法、形態等をいっそう弾力化するものとして、大学審は一九九三年に「夜間に教育を行う博士課程等について」の答申を出し、特に社会人の再教育を目的とした博士課程を人文・社会科学系、理工系、及びそれらの枠を越えた学習需要に応えるために必要であるとした。これにより、すでに博士課程の昼夜開講制あるいは夜間大学院も設置されはじめており、多様化の一環をなしている。

## 大学院改革の

### 現状の問題

これまでも部分的に大学院改革の問題点を指摘してきたが、ここで論点をしばしばて検討しておこう。

第一の論点は、大学院拡充策の問題である。学問の高度化や社会の進展に従って大学院に対する需要が拡大し、大学院がある程度まで大きくなることは避けられないし、必要であろう。しかし、現在の政策は、大学院側はもとより社会の受け入れも整っているとはいえない状態で、きわめて短期間に倍増する計画であり、それは実現するかもしれないが、疑問である。拡充策の大きな部分を理工系、特に工学部が占めており、人文・社会科学系も含まれている。

日本がいかにも「科学技術立国」をめざしているとはいえず、学問分野における理工系の肥大化は免れない。反面、人文・社会科学系は、現在でも大学院学生定員の充足率は高くない状態で、これ以上増えた場合の院生の能力や資質にも影響が出てくるし、研究教育の指導体制にも問題が生じよう。しかも、大学教員や研究職への就職にも限りがあり、民間企業の思い切った需要拡大がないとすれば、オーバー・マスター、オーバー・ドクター問題も起こることになる。学術体制の面からいっても、学問の調和ある発展が望まれ、人文・社会科学系の充実が不可欠である。

第二に、大学院の多様化政策の問題である。学部と切り離された独立大学院、独立研究科等を軸として大学院の多様化が進んでいるが、そこでは学部教育に責任を持たず高度な研究教育に専念しようという面はあるが、すでに指摘されているように、「そのような独立大学院や独立研究科が十全に整備されてくれば、高度な研究教育機能はこちらに移ることになり、大学院制度の階層化、特に大学院のみを担当する教員とそうでない教員との間の階層化が進むことになる<sup>(4)</sup>」。しかも、いまの政策が大学院の重点的な整備を、現にある大学の序列を最大限に利用して大学による大学院の設置形態の使い分けを通して実施するというので

あるから、多様化の名のもとに序列化がいつそう進行しているのが実態であり、また同じ大学のなかでも教員間に二重、三重の格差ができているのである。学問研究の高度化、社会の進展に従って大学院に対する需要も大きくなるので、大学院の多様化は不可避免的に進むことになるが、大学院全体の基盤の整備を抜きにした効率的な重点化政策は學術研究の発展にとって必ずしも寄与するものではない。

第三に、大学院重点化が進むなかで学部段階と大学院の關係のあり方に関する問題が出ている。大学院の制度的・形態的な多様化を通して重点化政策が行われているので、大学間の格差が拡大しており、それが制度的な「種別化」につながる可能性を含んで進行している。同時に、より重要な問題として、これまでの学部教育と大学院の「共生的」<sup>(8)</sup>な關係をやめ、大学の学部段階の教育研究に見切りをつける形で重点化されるので、学部教育が軽視されることを合理化するようにならねば、結果として学部教育と大学院との積み上げにはならず、大学院教育を高度化することにならない可能性もある。しかも、現在の大学院重点化政策がこれまでの教育政策がもたらした結果を追認させるものであり、そのことへの何の反省もなく、学校段階を上へ延長するだけの政策であるとすれば、いかに生産力が

高くなり経済的に発展したとはいえ、国民の納得を得られるものではないであろう<sup>(9)</sup>。

### これからの大学院教育

大学院の制度性格と大学院改革の状況を検討したのを踏まえて、これからの大学院教育について考察しなければならぬが、もはや紙数は尽きているので、いくつかの点について言及するにとどめなければならぬ。

現代の大学院は、課程制大学院としてその趣旨を生かすことが求められている。課程制というのは、それ自体が固有の目的と教育内容・方法を持ち、その教育目的に従ってそれぞれのカリキュラム体系が用意され、修得すべき単位数が決められて、その課程の目的の達成、修了に対して学位又は資格が与えられる大学院のことである。これはすでに一九七四年の大学院設置基準の制定の時点で明らかにされたことであるが、その浸透を図るもので、課程制大学院という制度形態を取る限り、この方向は不可避であろう。その際に、授業と研究指導が基本となるが、教育目的に従ったカリキュラムの体系的な整備が重要になるだけでなく、院生が学位論文を書くための研究指導をどうするかは特に人文・社会科学系の博士課程では問題になるが、アメリカ

の博士候補者 (doctor candidate) のような制度が参考にされはじめている。これは一つの方向ではあるだろう。しかし、博士課程号の授与数を点検項目に入れて、文部省に報告させる形で徹底を図るということで、学問研究の高度化につながるかどうかは疑問とせざるを得ないであろう。

ところで、大学院の規定が多様化しており、修士課程では研究能力の育成と高度な専門的職業人の養成という二つの目的が併存しているのに対して、博士課程は自立して研究活動を行い、又はその他高度に専門的な業務に必要な「高度な研究能力」となっているが、これをどう見るかという問題がある。アメリカの場合には、研究者養成の大学院 (graduate school) と専門的な職業人養成の大学院 (professional school) とが区別されて発展してきた。そこには、アメリカの大学院が学問研究と専門的職業教育とのジレンマを機能分化という方向で解決するという歴史的な経緯があったからであるが、少なくとも日本の博士課程の場合にはそれとは異なる方途を取っていることに注目したい。しかも、アメリカの大学は、歴史的にみれば学士課程教育の水準が高等教育の実体を備えていなかったの、ドイツの大学に学んで、「研究と教育の統一」の理念を実現する場として大学院制度を発展させたのであり、日本で

は大学がその役割を果たすことをめざしてきた。また、日本の大学教育の目的は、一般教養教育と専門教育を軸としており、アメリカの学士課程教育は、リベラル・エジュケーションを中心としている。大学が大衆化したのでアメリカとは異なるレベルで大学院を重点化しようというのであろうが、これからの大学院教育を考える場合にアメリカ型の大学院制度だけを参考にするのでよいかという問題は残るであろう。日本の歴史的・社会的条件に見合った日本のな発展形態を模索すべきではないだろうか。

大学院の拡充策が取られ、専門分野による片寄りが大きくなっていくが、大学院が人材養成の機能とともに、学問研究とその後継者養成の機能があるはずであるから、特定分野に特化した拡大は、学問分野の調和ある発展を崩すことになる可能性がある。基礎研究や人文・社会科学のような地味ではあるが重要な分野の抜本的な拡充が望まれる。そのためには、社会構造的な問題への政策的なアプローチも必要になるものと思われる。また、大学院の大衆化状況が進むにつれて多様化も進む可能性はあるが、現在の状況はいわば序列的な多様化によって大学間の格差を拡大する方向にある。確かにいくつかの特定大学院を重点化することによって、効率的に高度化を図れるかもしれない

いが、それが全般的な高度化につながるとは限らず、むしろ格差構造の制度化によって将来的にも発展するという保障はない。大学間の格差を是正するとともに、大学院の財政的、制度条件的な基盤の全体的な整備によって、大学院の理念・目的に即した多様な発展を図るべきである。

さらに、大学に対する大学院の重点化が進められているが、これによって懸念される学部教育の形骸化にならないかということである。すでに述べたように、大学の学部段階の教育の現状は、小・中・高校までの学校教育、さらには現代社会や文化の状況のなかで育った青年学生の実態に規定されていることであり、学校段階を先に延長すれば何とかなるといったものではない。そのことを視野に入れながら、大学の学部段階の教育の充実なしには、高度な大学院教育が望めなくなっている状況こそ見るべきであろう。しかも、現在は幸か不幸か十八歳人口が減少期にあるので、教育政策を大きく転回することによって大学でも財政的、条件整備的な改善を抜本的に図る可能性はある。そして、大学の大衆化に対応して大学院の大衆化状況が不可避とする政策的選択を行ったのであれば、それにふさわしい制度的、財政的な拡充政策が必要とされる。大学の学部段階でしっかりとした教育を行い、広いすそ野ができてこそ、

大学院での高度な研究教育が可能となるはずである。

〈註〉

- (1) 寺崎昌男・古屋野素材「戦前の大学院」、宮原將平・川村亮編『現代の大学院』、早稲田大学出版部、一九八〇年、一六頁。
- (2) 同、二四頁。
- (3) 同、二九頁、及び伊藤彰浩「日本の大学院の歴史」、市川昭午・喜多村和之編『現代の大学院教育』、玉川大学出版部、一九九五年、三一頁。
- (4) 前掲、伊藤論文参照。
- (5) 高木修二「戦後の国公立大学の大学院」、前掲『現代の大学院』、三八頁。
- (6) 前掲、高木論文参照。
- (7) 文部省「大学院設置基準の解説」、一九七五年。
- (8) 日本学術会議「大学院および学位制度の改善について」に対する意見の送付について、一九七三年。
- (9) 黒羽亮一「戦後大学政策の展開」、玉川大学出版部、一九九三年、九〇頁。
- (10) 拙著『設置基準改訂と大学改革』、つむぎ出版、一九九四年参照。



- (11) 市川昭午「大学院拡充政策のゆくえ」、大学進学研究会『大学進学研究』、No.九三、一九九五年七月にも、異なる観点から同旨の指摘がある。
- (12) 小林信一「大学院への進学と大学院生の就職」、前掲『現代の大学院教育』、六一頁以降参照。
- (13) 伊藤文雄「大学院改革について」、文部省高等教育局学生課編『大学と学生』第三六一号、一九九五年七月、七〇頁参照。
- (14) 『週刊ダイヤモンド』一九九五年十月二十八日号、五八頁。
- (15) 高木英明「独立大学院の構想と問題点」、大学進学研究会『大学進学研究』、No.六一、一九八九年五月、二八頁。
- (16) 久保亮五「独立大学院」、前掲『現代の大学院』、九六頁。
- (17) 市川昭午「大学院教育の展望」、前掲『現代の大学院教育』、三一四頁以下でも大学院重点化が学部教育へのしわ寄せにならないかを指摘し、スクーリングの延長への問題指摘を行っている。